

労働者派遣法第23条第5項に基づく情報提供

対象期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

1. 派遣労働者の数 1人

2. 派遣先の数 1社

3. マージン率 32.3%

※ マージンの中には福利厚生費・法定福利費・研修教育費・会社維持費などが含まれます。

4. 教育訓練に関する事項

- ①ビジネスマナー研修
- ②守秘義務研修
- ③スキルアップ研修

キャリア・コンサルティング相談窓口の連絡先

相談窓口 管理部長 025-381-1020

5. 労働者派遣に関する料金の額の平均額

28,202円（1日8時間換算）

6. 派遣労働者の賃金の額の平均額

19,098円（1日8時間換算）

7. 労使協定締結の有無

労使協定の締結無し

8. その他

福利厚生に関する事項

- ①各種社会保険（労災保険・雇用保険・厚生年金・健康保険）
- ②定期健康診断受診
- ③慶弔見舞金
- ④特別休暇
- ⑤表彰制度
- ⑥予防接種助成